

2020年6月17日

埼玉県教育委員会
教育長 高田 直芳 様

埼玉県教職員組合
中央執行委員長 北村純



令和3年度埼玉県公立学校教員採用選考試験

第1次試験実施に係わる要求書

埼玉県教育委員会は6月12日付けでHP上に「令和3年度埼玉県公立学校教員採用選考試験第1次試験実施に関するお知らせ」を示しました。その中の新型コロナウイルス感染防止対策として「新型コロナウイルス感染症など（学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症）に罹患し治癒していない方や発熱・咳などの風邪症状のある方、試験日前14日以内に保健所から濃厚接触者と判断された方は、当日の受験を控えていただくようお願いいたします。」とする一方で「これを理由とした欠席者向けの再試験は予定しておりません。」としています。

総務省が令和2年3月10日に発出した「地方公共団体の職員採用における新型コロナウイルス感染症への対応について」でも、「試験日程の配慮」として、「新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた試験日程の検討（再検討を含む）、受験者が感染者や濃厚接触者となった場合等の受験困難者に対する再試験の検討等柔軟な試験日程の配慮」について明確に示しており、埼玉県教育委員会が示す新型コロナウイルス感染症を理由とした欠席者向けの再試験を予定しないという対応には到底看過できません。

その上で下記のことについて、要求します。

記

1. 新型コロナウイルス感染症など（学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症）に罹患し治癒していない方や発熱・咳などの風邪症状のある受験困難者、試験日前14日以内に保健所から濃厚接触者と判断された受験困難者に対する再試験の検討等柔軟な試験日程の配慮を行なうこと。